

長大トラックの通行について

我が国における長大トラック(フルトレーラ)の通行について

- 車限令の一般的制限値(長さ12m)を超える車両であっても、車両の構造もしくは貨物が特殊で分割できない場合は、特殊車両の通行許可を得れば、通行可能。
- 長大トラック(フルトレーラ)については、長さ最大21mまで※のものを、通達で「車両の構造が特殊」として通行許可審査の対象としている。

※最大19mまでであったが、民間企業からの提案を受け、特区制度を活用した特例措置を実施(H22～H24:静岡県、愛知県、福岡県、岩手県、宮城県)し、特段の弊害が生じていないことが確認できたことから、平成25年11月以降、最大21mと通達を変更(全国展開)。



長さ	通行許可について
21m超	許可審査の対象としない(許可不可)
12m～21m	個別に審査して許可可否判定
～12m	許可不要(特車ではない)

※長さ以外に重量に関する審査で許可可能となる必要

- 21mを超える車両を通行させる際には、特段の弊害が生じないかどうかを確認した後、現行通達を変更する必要。
- なお、道路交通法では、最長25mまでと定められている。

ドイツにおける長大トラックの実地試験の概要

- 連邦交通・デジタルインフラ省は、2012年より長大トラックの路上社会実験を実施。
- 新たに除外令を制定し、126台の長大トラックが指定されたアウトバーン区間等を走行。

■実験の概要

項目	内容
期間	2012年1月～2016年末(予定)
目的	長大トラック導入に伴う環境への影響、輸送の効率性、交通の安全性、インフラストラクチャへの影響等の測定
根拠法	規制を超える長さを有する車両および連結車両の道路交通法関連規定からの除外に関する政令*1
対象区間	アウトバーン10,150km(全アウトバーンの約70%)、及び一部の一般道*2(2015年8月現在)
参加者	46社126台が参加(2015年8月現在)

*1 長大トラックについて道路交通法関連の規定の適用除外を認める法令

*2 州によってはこれ以外の道路の走行を認めている州も存在する。

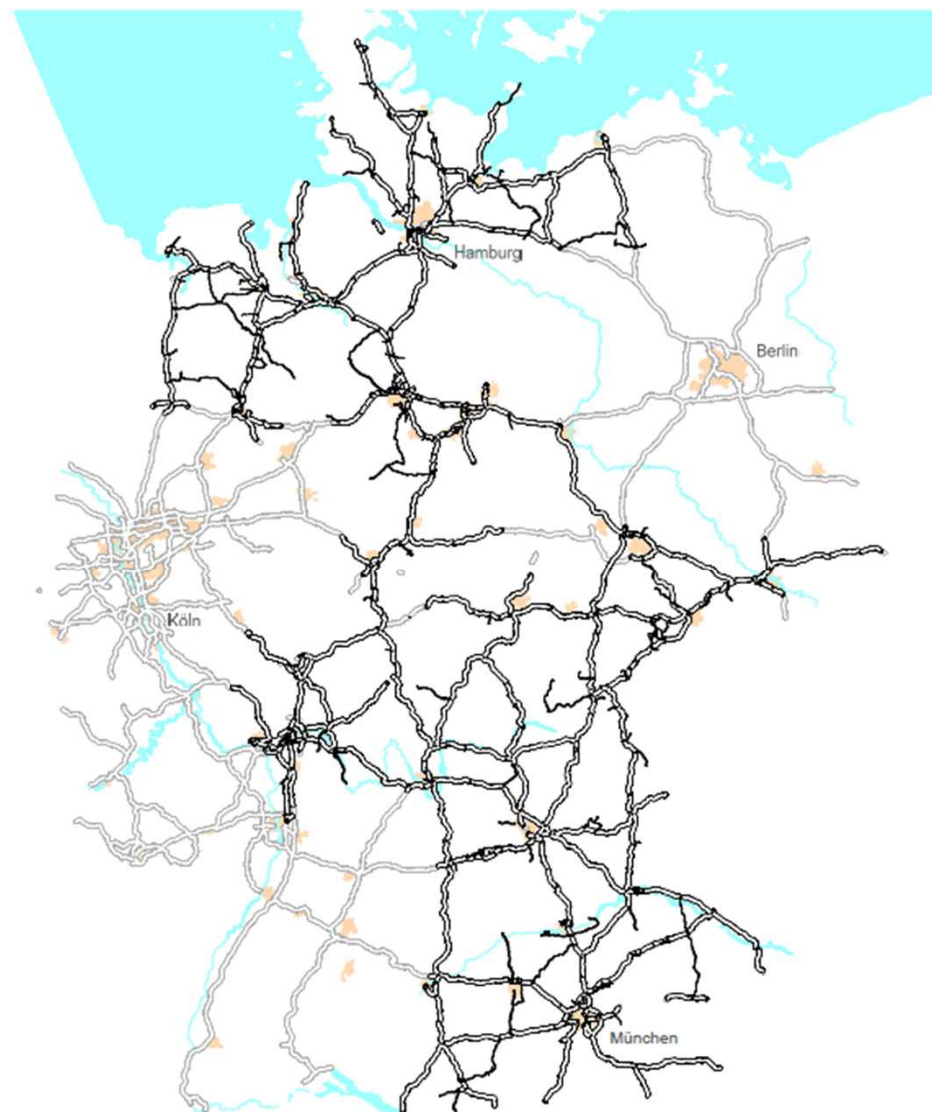


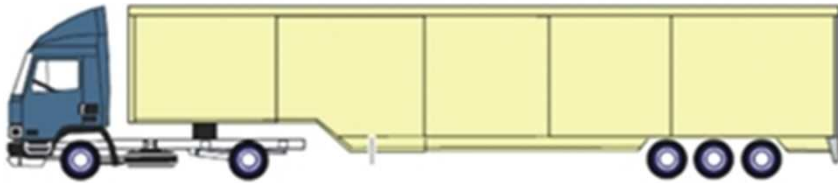
図 実験の対象区間(2014年9月時点)

ドイツにおける実地試験で使用している長大トラック

○ドイツの制限値(セミトレーラ16.5m、フルトレーラ18.75m)を超える下記の車両を実験で使用。

■長大トラックの種類

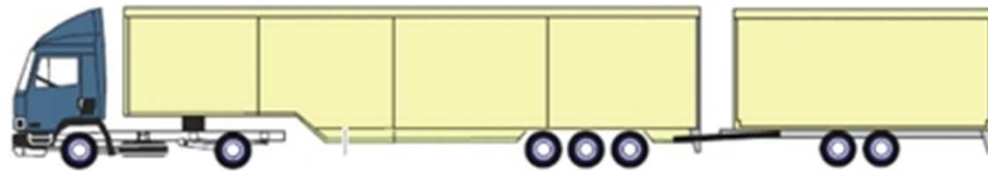
タイプ1: 全長17.80mまでのセミ・トレーラー



タイプ4: 全長25.25mまでの、台車軸および被牽引車を伴うセミ・トレーラー



タイプ2: 全長25.25mまでの、中央に軸のある被牽引車を伴うセミ・トレーラー



タイプ5: 全長24.00mまでの、被牽引車を伴う貨物車



タイプ3: 全長25.25mまでの、台車軸および被牽引車を伴う貨物車

